



答 申 第 6 0 8 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け
神住建対第 855 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

空家空地対策における措置対象物件情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 市民等から対応の要望があった空家・空地等について、措置の経過を管理するにあたり、個人情報を収集することは、対応状況の的確な把握と対策の推進に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

空家空地対策における措置対象物件情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【措置対象物件情報】

空家・空地等の所在地（住居表示もしくは地番）

建物・土地所有者氏名

所有者相続人氏名

要望受付日

要望者種別、氏名

要望受付担当課名



答 申 第 609 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け神住建対第 855-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市民等から対応の要望があった空家・空地等について、所有者に対する措置経過を記録するデータベースを作成することは、対応状況の的確な把握と対策の推進を図ることができ、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【措置対象物件情報】

空家・空地等の所在地（住居表示もしくは地番）

建物・土地所有者氏名

所有者相続人氏名

要望受付日

要望者種別、氏名

要望受付担当課名

【措置経過情報】

物件番号

現地確認日

措置対象となる事象の種別（保安上危険・衛生上有害・景観阻害・生活環境保全）

措置範囲（対象外、指導相当、勧告相当、命令相当、代執行相当）

対応法令種別

所有者調査経過（水道契約者情報および固定資産税情報取得の有無）

空家判定の有無

措置担当課名

措置担当課への引継日

措置日（任意依頼・指導・勧告・氏名公表・応急的危険回避・命令・代執行）

所有者等の課題（資金面、相続、遠隔地居住、是正意思なし、意向不明、その他）

所有者確知の有無

支援制度活用の有無とその種類

是正状況種別（一部是正、解体除却、空地是正）

解決日